

# 宴会規約

当ホテルではご満足いただけるご宴会又は催事等(以下「宴会等」と称します)を執り行うために宴会場のご利用に関して下記の通り規定を設けておりますので予めご了承下さいませようお願い申し上げます

## 第1条<お申込み>

1. 仮予約  
宴会場のお申込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約の期間は原則としてお申込み日より1週間(7日間)とさせていただきます。この期間内にホテルに開催の有無をご連絡下さい。仮予約期間内に当ホテルにご連絡のない場合には、開催の予定がないものとさせていただきます。
2. 成約  
決定連絡後にお申込み金を当ホテルにお支払いいただき成約とさせていただきます。お申込み金額は宴会等の内容に基づいて当ホテルより提示させていただきます。

## 第2条<内金>

当ホテルから提示致しました金額を内金として開催日7日前までに当ホテルにお支払いいただきます。期間内にご入金がない場合は、ご予約を解約させていただきます場合がございます。

## 第3条<最終確認>

お見積の人数、及びお料理の数にご変更の場合にはその都度ご連絡を下さいますようお願い致します。ご宴会等の開催日前々日正午までご変更を承ります。ご連絡の無い場合にはお見積通りとさせていただきます。

## 第4条<ご利用時間>

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間は所定の室料をお支払いいただき、その時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。但し次の宴会場使用時刻との関連で、ご利用時間に応じられない場合もございます。

## 第5条<精算>

ご宴会等終了後、確定したご利用金額(精算金額)につきましては当ホテルが事前に確認したお支払い日までに、その費用をお支払いいただきます。ご請求金額に対して内金の過剰金額がある場合にはその差額を当ホテルよりご返金致します。

## 第6条<装飾・余興等のお手配>

1. 原則として宴会等に関する装飾・装花・音楽・余興・音響照明及びパーティーコンパニオン等につきましてはホテルから指定業者に手配させていただきます。
2. ホテル了承のもとに、お申込者が直接依頼された業者の行う事柄については、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡下さい。ホテル側の事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なさることはご遠慮下さい。尚、お申込み者手配の業者に対する指示に関してはホテル担当者が致します。

## 第7条<損害賠償>

お申込み者(お申込み者側の全ての関係者・主催者・宴会等出席者を含む)又はお申込み者が依頼された業者の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、該当お申込み者にその損害を賠償していただきます。

## 第8条<施設内における事故・紛失・盗難>

施設内においてお客様の管理下で発生した事故・紛失・盗難につきましては、ホテル側は責任を負いかねますのでご了承下さい。

## 第9条<契約締結の拒否>

宴会等にご出席されるお客様が、以下の項目に抵触する場合、又は天災や施設の故障、その他やむを得ない理由により宴会場を使用することが出来ない場合は、宴会等をお断りさせていただく場合がございます。その場合、ホテル側よりお申込み者に対しての損害賠償は負いかねますので、予めご了承願います。

1. 法令又は公序良俗に反する行為をされる恐れがあるとホテル側が判断したとき。
2. 他のお客様にご迷惑をお掛けする恐れがあるとホテル側が判断したとき。
3. 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断したとき。
4. 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であるとき。
5. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
6. 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき。
7. 当ホテルの他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
8. 当ホテル、若しくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を当ホテル、若しくは他のホテルで行ったと認められるとき。
9. この「宴会規約」及び個別に結んだ契約に違反するとき。

## 第10条<契約解除>

次の項目に該当、若しくは抵触した場合はホテル側より宴会等をお断りするか、予約を解約させていただきますので予めご了承下さい。

1. 宴会等にご出席されるお客様が法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがある場合。
2. 他のお客様にご迷惑をおかけする恐れがあるとホテル側が判断した場合。
3. 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断した場合。
4. 天災又は施設の故障、その他やむを得ない理由により宴会場を使用することができない場合。
5. 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であることが判明したとき。
6. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
7. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
8. 当ホテル、若しくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、または、かつて同様な行為を当ホテルで行ったと認められるとき。
9. 宴会等にご出席されるお客様が明らかに伝染病にかかっている場合、若しくは感染により罹患する恐れのある疾病にかかっている場合。
10. 宴会等の内容(使用目的)がお申込み時と異なり明らかな虚偽の申告が判明したとき。
11. その他この「宴会規約」及び個別に結んだ契約に違反した場合。

## 第11条<禁止事項>

次にあげる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

1. 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み(盲導犬・介助犬は除く)
2. 発火又は引火性のある物品や危険物の持ち込み
3. 悪臭を発するものの持ち込み
4. 法令又は公序良俗に反する行為、及び他のお客様のご迷惑になるような言動
5. ホテル備え付け品の移動
6. 使用目的以外でのご利用
7. その他法令で禁じられている行為

## 第12条<取消料>

成約後、宴会等をお取消しになる場合には、原則として下記の取消料をいただきます。尚、お申込み金につきましてはお取消料に充当させていただきます。

### 1. 取消料

開催日より起算した取消日

160日前から81日前までの場合、実費経費

80日前から41日前までの場合、ご利用見積額の20%と実費経費

40日前から21日前までの場合、ご利用見積額の40%と実費経費

20日前から11日前までの場合、ご利用見積額の60%と実費経費

10日前から前日までの場合、ご利用見積額の80%と実費経費

当日のご解約の場合、ご利用見積額的全額と実費経費

### 2. 日程変更料

開催日より起算した取消日

160日前から81日前までの場合、実費経費

80日前から41日前までの場合、ご利用見積額の20%と実費経費

40日前から21日前までの場合、ご利用見積額の40%と実費経費

20日前から11日前までの場合、ご利用見積額の60%と実費経費

10日前から前日までの場合、ご利用見積額の80%と実費経費

当日のご解約の場合、ご利用見積額的全額と実費経費

尚、「実費」とは既にご注文済の印刷物・筆耕料その他キャンセル料及び手配料などを指します。